

行政文書開示請求書

2011 年 11 月 17 日

内閣情報官 殿

氏名又は名称：（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）

住所又は居所：（法人その他の団体にあっては、主たる事務所等の所在地）

TEL

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

（請求する行政文書が特定できるよう行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

秘密保全法制のための法制の在り方に関する有識者会議、情報保全システムに関する有識者会議の議事内容のわかるもの（ホームページで公表されている議事概要を除く）

2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他（ ）

＜実施の希望日＞

☒ イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料
(1件300円)



収入印紙をはってください。



*この欄は記入しないでください。

担当課等	
備考	

閣 情 第 4 7 0 号
平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日

行政文書不開示決定通知書



様

内閣情報官

植松 信一

平成 2 3 年 1 1 月 1 7 日付け行政文書の開示請求（平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日付け受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

秘密保全法制のための法制の在り方に関する有識者会議、情報保全システムに関する有識者会議の議事内容のわかるもの（ホームページで公表されている議事概要を除く）

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していないため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 5 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

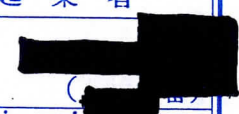
* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

〒 1 0 0 - 8 9 6 8

東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1

電話：0 3 - 5 2 5 3 - 2 1 1 1（内線 8 3 4 0 6）

		保存期間	30年・10年・5年・3年・1年	
(文書処理上の記事)	文書番号	閣情第470号		
	受付	平成23年12月13日		
	起案	平成23年12月13日		
	決裁・供覧	平成23年12月 日		
	施行	平成 年 月 日		
	専決番号	別表 —		
内閣情報官  次長  内閣審議官  内閣参事官 (総務部主幹)  調査官  内閣事務官 起案者 氏名  ()				
(件名) 行政文書開示等決定通知書の発出について				
(伺い)				
標記の件、平成23年11月17日受付けの情報公開請求について、別紙案のとおり、行政文書開示等決定通知書を発出してよろしいか伺います。※請求書別添				

決 裁 要 旨

所 属	本 室 ・ 総 務 ・ [REDACTED]	氏 名	[REDACTED]	内 線	[REDACTED]
内 容	情 報 公 開 請 求		期 限	平 成 23 年 1 2 月 18 日	

◎ [REDACTED] からの情報公開請求について

◎ 「『秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議』、「情報保全システムに関する有識者会議」の議事内容の分かるもの（官邸 HP に掲載していないもの）」について、1 1 月 1 7 日受付で情報公開請求がありました。※請求書別添

◎ 対象文書について、[REDACTED] と [REDACTED] に確認したところ、作成していないとのことです。

◎ なお、同氏は本年 1 月に「法制の在り方検討チーム」に関する議事録を情報公開請求しており、その際は保存されていた議事録の発言部分を不開示として回答しています。

◎ ついては、別紙案のとおり、行政文書開示等通知書を提出してよろしいか伺います。

行政文書開示請求書

2011 年 11 月 17 日

内閣情報官 殿

氏名又は名称：（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）

住所又は居所：（法人その他の団体にあっては、主たる事務所等の所在地）

TEL

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

（請求する行政文書が特定できるよう行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

秘密保全法制のための法制の在り方に関する有識者会議、情報保全システムに関する有識者会議の議事内容のわかるもの。（ホームページで公表されている議事概要を除く）

2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他（ ）

＜実施の希望日＞

☒ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料
（1 件 3 0 0 円）



収入印紙をはってください。



*この欄は記入しないでください。

担当課等	
備考	

閣 情 第 4 7 0 号
平成23年12月18日

行政文書開示等決定通知書

様

内閣情報官

植松 信一

平成23年11月17日付け行政文書の開示請求（平成23年11月18日付け受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

秘密保全法制のための法制の在り方に関する有識者会議、情報保全システムに関する有識者会議の議事内容のわかるもの（ホームページで公表されている議事概要を除く）

2 不開示とした部分とその理由

開示請求に係る行政文書を保有していないため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111（内線83406）